

【 9 】

氏 名	本 多 淳 亮 ほん だ じゅん りょう
学 位 の 種 類	法 学 博 士
学 位 記 番 号	論 法 博 第 15 号
学位授与の日付	昭 和 42 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当
学 位 論 文 題 目	ユニオンショップの研究

論文調査委員 (主 査)
教 授 片 岡 昇 教 授 於保不二雄 教 授 磯 村 哲

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、団結強制の一形態としてのショップ制を主題として、とくに労働運動との関連における歴史・社会的考察を加味しつつ、その法理論的研究を行なったものである。

本論文は、諸外国におけるショップ制の研究（第1章から第7章まで）と、わが国のユニオンショップに関する研究（第8章から第16章まで）の二つの部分に大別される。前半の諸外国におけるショップ制の研究に関する部分では、イギリス・アメリカ・ドイツ・フランスを中心として、ショップ制の起源並びに法理発展の過程をそれぞれの国の社会・経済的条件、とりわけ労働運動の展開に照応せしめながら克明に追究する。そして、ショップ制が元来労働組合組織の維持拡大のための不可欠的手段として、労働運動の発展の上にきわめて重要な役割を営むものでありながら、他方において使用者による非自主的組合ないし御用組合擁立のための手段として利用されること、また労働組合組織の複雑化と組合相互の対立の激化に伴って競争組合排除のための縄張り争いの具として用いられるとか、小組合の存立を否定する大組合主義の危険性を生ずる等、必ずしも制度本来の意義、目的に適合しないさまざまな結果をもたらすことを指摘し、今日では世界的にみてショップ制を制限または禁止する傾向が強まりつつあることを明らかにする。なお、この部分では、上記諸国のほか、ベルギー・オランダ・オーストリア・デンマーク・スイス・スウェーデン・ノルウェー、オーストラリア・カナダ・ニュージーランド・メキシコ及び中南米諸国・中近東諸国のそれぞれにおけるショップ制の現状を、労働組合組織及び法的取扱いの両面から概観し、またILOのショップ制に対する基本的立場をも検討して、文字どおり世界的規模にわたるショップ制の機能と法理の解明に努めている。

後半のわが国のユニオンショップに関する研究の部分では、最初に第8章ないし第10章において、戦前及び戦後のショップ制の実態と機能を分析し、続いてユニオンショップをめぐる種々の法理論的問題について検討を行なう。まず第11章で、労働者の団結権を根拠にユニオンショップの原理的構造を探究し、ユニオンショップが団結権の対外的、対内的権能に照応するものであること、及びユニオンショップは個々

の労働者の消極的団結権並びに団結選択の自由に対しては優越する効力をもつが、他の団結体の団結権を制約する効力をもちえないゆえんを明らかにする。

次いで、第12章では、ユニオンショップ協定の性格を究明しつつ、組合分裂・組合併存の場合のユニオンショップの効力について論じている。従来ユニオンショップ協定は、一般に労働協約の債務的部分に属するものとされていたが、本論文はこれを債務的部分と規範的部分との複合的構造をもつものと規定する。また、組合分裂の場合には、第二組合が自主的組合としての力量と性格とを十分に具備するまでは、その組合員に対してユニオンショップの効力が及ぶとしている。さらに組合併存の場合、一組合のユニオンショップは他組合の組合員に対し効力を及ぼしえないとするのがわが国労働法学上の定説であるが、本論文はこれに加えて、ユニオンショップをもつ組合が従業員の圧倒的多数を組織する場合には、これとは別個に少数組合を擁立する積極的合理性がない以上、少数組合の組合員にもその効力が及ぶことを明らかにする。また、すでに支配的形態となっている産業別・職種別・企業別等の労働組合とは別個に、これを細分化した労働組合が組織される場合にも、この組合はユニオンショップ協定を締結する資格を有しないとの結論に達している。

第13章ないし第16章では、ユニオンショップと不当労働行為、協約の一般的拘束力とユニオンショップ、公労法・地公労法・公務員法とショップ制、ユニオンショップ協定の履行強制等、ユニオンショップに関連する特殊な問題点について詳細に検討し、さらに組合員の除名及び組合脱退の問題に関してユニオンショップの法理に照して新しい理論的解決の方向を生み出すべく努力している。

論文審査の結果の要旨

ショップ制を含む団結強制は、労働運動の歴史とともに古く、かつ新しい問題である。法律上も、団結権の構成にかかわる最も基本的な問題として、各国においてその取扱いをめぐるさまざまな理論的・制度的解決の試みがなされてきている。

戦後わが国では、労働運動の解放に伴って、主としてユニオンショップの制度が広汎に普及するに至った。しかし、労働運動の伝統が浅く、しかも労働組合の圧倒的部分が企業別組合という諸外国には類例のない特殊な組織形態を持続しているために、わが国のユニオンショップ制度は、その形態・機能においてはなほだしい特殊性をそなえ、また法理論上もきわめて困難な問題を数多く発生せしめている。加えて、従来わが国でなされてきたショップ制に関する研究は、そのほとんどが特定の外国制度の紹介もしくは個別的な解釈上の問題についての検討にとどまっており、いずれも理論上の対立を十分に解消しうるまでには至っていない。

本論文が、従来の研究を凌駕する一層広汎な視野のもとに、ショップ制に関する網羅的・総合的研究を行なったことは、以上のような事態克服のためにきわめて重要な意義を有するものといわねばならない。とりわけ本論文は、諸外国における理論的趨勢の確定に努めるとともに、わが国の複雑かつ特殊な問題に関する具体的解決の方向と、そのために必要な理論的基礎とを提示している。また、労働法上の最も基礎的な概念の一つである団結権の理論構造を解明する上にも、本論文は幾多の新しい手がかりを与えている。この意味において、本論文がわが国の労働法理論の発展に寄与するところはすこぶる大きい。

よって本論文は，法学博士の学位論文としての価値あるものと認める。